

総 税 企 第 3 3 号  
平成 2 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 2 2 年政令第 4 5 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年総務省令第 2 7 号）は平成 2 2 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## I 総括的事項

平成22年度の税制改正においては、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税所得割について、扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対する扶養控除を廃止し、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止することとした。

（注）平成24年度分の個人住民税から適用

- (2) 軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとしたほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を創設することとした。また、自動車取得税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとし、自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じることのないよう、当分の間、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引き上げることとした。

- (3) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、税率を合わせて1,000本につき1,750円引き上げることとした。

- (4) 地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することとした。

## II 地方税法の改正に関する事項

### 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

- (1) 平成25年度から、生命保険料控除を改組し、次のアからウまでによる各保険料控除の合計適限度額を7万円とすることとした（法34、令7の15～7の15の14）。

ア 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」という。）に係る控除

- ① 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額28,000円）を設けること。
- ② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ28,000円とすること。
- ③ ①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとすること。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

④ 主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用すること。

イ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ35,000円とすること。

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

ウ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

ア②及びイにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額28,000円）とすること。

① 新契約の支払保険料等につき、ア③の計算式により計算した金額

② 旧契約の支払保険料等につき、イの計算式により計算した金額

- (2) 平成24年度から、扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対する扶養控除を廃止することとした（法34）。
- (3) 平成24年度から、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることとした（法34）。
- (4) 平成24年度から、道府県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めることとした（法34）。
- (5) 平成24年度から、調整控除について、(2)から(4)までの改正に伴う所要の措置を講ずることとした（法37）。
- (6) 平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした（法45の3の2、45の3の3）。
- (7) 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずることとした。（法53、321の8、令8の12、8の14～8の16、8の18、8の19、8の21、8の22、8の24、9及び9の7）

- ア 清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。
- イ 法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこととした。
- ウ 合併類似適格分割型分割の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。
- エ その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4）。
- (9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2）。
- (10) 平成25年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした（法附則35の3の2、令附則18の6の2）。
- (11) 平成22年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数を乗ずる金額を3,300円とする特例を設けることとした（令附則5の3）。

## 2 事業税

- (1) 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずることとした。（法72、72の5の2、72の6、72の12、72の13、72の18、72の21、72の23、72の24の9、72の29～72の31、72の41の5、令20の3、21、29～31）
- ア 清算所得に対する所得割の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。
- ① 清算中の法人に各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額に対する事業税を課することとした。
- ② 残余財産の一部の分配又は引渡しをする場合における清算所得に係る所得割の申告納付及び解散法人の清算所得に係る所得割の確定申告納付を廃止することとした。
- ③ 残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、清算中の法人に当該事業年度の所得に対する事業税を課することとした。
- ④ 連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等における申告納付の特例措置を講ずることとした。
- ⑤ 更正又は決定による清算中の予納額の還付を廃止することとした。
- イ みなし事業年度について、国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- ① 分割型分割を行った場合においては、みなし事業年度を設けないこととする事とした。
- ② 連結子法人の解散（合併による解散を除く。）のうち破産手続開始の決定による

解散以外の場合においては、みなし事業年度を設けないこととする事とした。

- ③ 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができる事とした。

ウ その他所要の規定の整備を行う事とした。

- (2) 法人事業税の資本割の課税標準について、資本金又は資本準備金を欠損のてん補又は損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。(法72の21)
- (3) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとした。(法附則9)

### 3 不動産取得税

- (1) 特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人からその残余財産を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、その残余財産である不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則41⑬、令23⑥⑦)。
- (2) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること(法附則10の2①)。
- イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること(法附則10の2②)。
- ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること(法附則11③)。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成23年3月31日まで延長すること(法附則11⑦)。
- オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること(法附則11⑩)。
- カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事

業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11⑫）。

キ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則11⑬）。

ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則11⑭）。

(3) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、当該不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外すること（法附則11⑯、旧令附則7⑲）。

イ 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除することとした上、その適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則11⑰）。

ウ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店、遊技場及び公衆浴場を除外した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則11⑱、令附則7㉔）。

(4) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置（旧法附則10③、旧令附則6の16④、旧則附則3の2の6）

イ 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置（旧法附則10⑧、旧令附則6の16⑧、旧則附則3の2の7）

ウ 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置（旧法附則10⑩、旧令附則6の16⑩）

エ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化の

- ための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ①、旧令附則 7 ①）
- オ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ③）
- カ 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑥、旧令附則 7 ④、旧則附則 3 の 2 の 8）
- キ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑩、旧令附則 7 ⑧、旧則附則 3 の 2 の 10）
- ク マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑭、旧令附則 7 ⑯）
- ケ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑯、旧令附則 7 ⑲⑳）
- コ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑰、旧令附則 7 ㉑㉒、旧則附則 3 の 2 の 1 7）
- サ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑱、旧則附則 3 の 2 の 1 8）
- シ 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ㉓）
- ス 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ㉔）
- セ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ㉕、旧令附則 7 ㉖）
- ソ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置（旧法附則 1 1 の 7）
- (5) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加することとした（令附則 9 ①）。
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 4 道府県たばこ税

- (1) 道府県たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たば

- こに限り、1,000本につき430円引き上げることとした（法74の5）。
- (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき205円引き上げることとした（法附則12の2）。
  - (3) 平成22年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした（改正法附則6、改正令附則3、改正則附則2）。

## 5 自動車取得税

- (1) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2①、則附則4の4）。
- (2) 当分間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5とする措置を講ずることとした（法附則12の2の3①）。
- (3) 環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした（法附則12の2の3②③）。
  - ア 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上のディーゼル車の取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とすること。
  - イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とすること。
  - ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とすること。
- (4) ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長することとした（法附則12の2の3⑧、則附則4の5⑰～㉓）。
  - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、(3)ア



に掲げるディーゼル車を平成22年8月31日までの間に取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した率とすること。

イ 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成22年8月31日まで延長すること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成23年8月31日まで延長すること。ただし、当該ディーゼル車の取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合の税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した率とすること。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5、則附則4の6）。

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、(3)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除すること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、(3)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除すること。

## 6 軽油引取税

(1) 当分の間の措置として、税率を1キロリットルにつき32,100円とする措置を講ずることとした（法附則12の2の8）。

(2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずることとした（法附則12の2の9）。

## 7 自動車税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、平成24年3月31日まで延長することとした（法附則12の3、則附則5の2）。

### ア 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率を概ね100分の50軽減すること。

### イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過す

る日の属する年度以後に税率を概ね100分の10重課すること。

- ① ガソリン車又はLPG車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- ② ディーゼル車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

## 第2 市町村税の改正に関する事項

### 1 市町村民税

- (1) 平成25年度から、生命保険料控除を改組し、次のアからウまでによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とすることとした（法314の2、令48の7）。

ア 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」という。）に係る控除

- ① 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額28,000円）を設けること。
- ② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ28,000円とすること。
- ③ ①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとすること。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- ④ 主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用すること。

イ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ35,000円とすること。

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

ウ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

ア②及びイにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額28,000円）とすること。

- ① 新契約の支払保険料等につき、ア③の計算式により計算した金額
- ② 旧契約の支払保険料等につき、イの計算式により計算した金額

- (2) 平成24年度から、扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対する扶養控除を廃止することとした(法314の2)。
- (3) 平成24年度から、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることとした(法314の2)。
- (4) 平成24年度から、市町村民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めることとした(法314の2)。
- (5) 平成24年度から、調整控除について、(2)から(4)までの改正に伴う所要の措置を講ずることとした(法314の6)。
- (6) 平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした(法317の3の2、317の3の3)。
- (7) 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとした(法321の3、321の4、321の7の2)。
- (8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした(法附則4)。
- (9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした(法附則4の2)。
- (10) 平成25年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした(法附則35の3の2、令附則18の6の2)。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間はその価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした(法附則15④、令附則11⑤、則附則6⑦)。
- (2) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200t以上の航空機又は200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準を最初の3年間はその価格の3分の2、200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間はその価格の5分の2(改正前130t以上の航空機の課税標準は最初の3年間はその価格の3分の2、130t未満の航空機の課税標準は最初の3年間はその価格の2分の1)としたうえ、その対象資産を平成23年度までに新たに固定資産税が課されるものとする(法附則15④、則附則6⑩)。

- (3) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃することとした（法349の3㉔、則11の14）。
- (4) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15㉗）。
- イ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉘）。
- ウ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15㉙）。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15㉚）。
- オ 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15㉛）。
- カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉜）。
- キ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉝）。
- ク 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15㉞）。
- ケ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15㉟）。
- コ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15の6）。
- サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資

産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15の7①②）。

シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15の8④）。

ス 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15の8⑤）。

セ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤）。

ソ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩）。

(5) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から鉱さい等の処理施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油又は廃プラスチック類の処理施設、湖沼水質保全のための汚水処理施設、水質汚濁防止のための地下水浄化施設、優良更新代替設備及び一定の産業廃棄物の焼却施設を除外し、水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格の3分の1（改正前6分の1）とし、産業廃棄物処理施設については課税標準をその価格の3分の1（改正前3分の1又は6分の1）とし、下水道除害施設については課税標準をその価格の4分の3（改正前3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15②③、令附則11⑥⑦、則附則6⑫～⑱）

イ 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分はその価格の3分の2（改正前2分の1）とし、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律に基づき外貿埠頭公社が承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4（改正前5分の3）としたうえ、その適用期限を平成24年度まで延長すること（法附則15⑨）。

ウ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後3年度間はその価格の5分の4又は4分の3とし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5又は5分の4（改正前4分の3又は3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15⑩、則附則6㉑）。

エ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の3（改正前2分の1）とし

- たうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15⑬）。
- オ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が50億円未満の会社又は個人が新設するものに対象を限定し、無線設備を対象から除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15⑮、令附則11㉔、則附則6㉞）。
- カ 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が50億円未満の会社又は個人が新設するものに対象を限定したうえ、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。
- キ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（改正前2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。
- ク 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後5年度間その価格の4分の3（改正前3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。
- ケ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後10年度間はその価格の2分の1（改正前取得後5年度間はその価格の3分の1、次の5年度間はその価格の3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。
- コ 成田国際空港株式会社とその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の4分の3（改正前3分の2）としたうえ、その適用期限を平成23年度まで延長すること（法附則15㉓）。
- サ 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が50億円未満の会社又は個人が新設するものに対象を限定し、一定のIPv6対応設備を対象に追加したうえ、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること（法附則15㉗、令附則11㉙）。
- シ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加すること（令附則11⑪、則附則6㉞）。

(6) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑤）。

イ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑩）。

ウ 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉞）。

エ 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉟）。

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉟）。

カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊱）。

キ 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊲）。

ク 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊳）。

ケ 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊴）。

コ 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊵）。

サ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊶）。

シ 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 7 年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置（旧法附則 1 6 の 2 ①～⑨）。

ス 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧法附則 1 6 の 2 ⑩）。

(7) その他所要の規定の整備を行うこととした。

### 3 市町村たばこ税

- (1) 市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき1,320円引き上げることとした(法468)。
- (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき626円引き上げることとした(法附則30の2)。
- (3) 平成22年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした(改正法附則12①~⑦、改正令附則5、改正則附則6)。
- (4) 納付された市町村たばこ税の額のうち課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村から都道府県に対して交付することについて、当該課税定額の算定の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を2(改正前3)とすることとした(法485の13①、則16の4の4①)。
- (5) 小売販売業者に係る市町村たばこ税額として卸売販売業者等から市町村に納付された市町村たばこ税額等を条件とする当該小売販売業者に対する当該市町村からの補助金等の交付又は貸付金の貸付けを禁止することとした(法485の14)。

#### 4 特別土地保有税

農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止することとした(旧法附則31の2)。

#### 5 事業所税

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止することとした(旧法附則33④、旧令附則16の2の8④)。
- (2) 心身障害者を多数雇用する事業所等に対する資産割の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加することとした(令56の68)。

#### 6 国民健康保険税

- (1) 国民健康保険税の減額措置に係る基準について、応益割合に係る基準を廃止する等所要の措置を講ずることとした(法703の5、令56の89)。
- (2) 国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずることとした(法703の5の2)。
- (3) 基礎課税額に係る課税限度額を50万円(改正前47万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円(改正前12万円)に引き上げることとした(令56の88の2)。



### 第3 その他

- 1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずることとした。（法17の4）
- 2 移行型以外の地方独立行政法人で地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法第7条第1項に規定する許可を受けたもののうち、その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務のみを引き続き行うものについて、非課税とする措置を講ずることとした（法25①、則1の11）。
- 3 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告
  - (1) 総務大臣は、毎年度、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとし、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とすることとした（法758）。
  - (2) 総務大臣は、報告書を作成するに当たり、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報等の提供を求めることができるものとする（法759）。
  - (3) 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置について、対象となる地方税法の規定から地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の規定を除外することとした（令58）。

### Ⅲ 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

空港法に規定する東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成23年3月31日まで延長することとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑩）。

### Ⅳ 自動車重量譲与税法の改正に関する事項

- 1 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の1,000分の407（改正前3分の1）に相当する額とする特例措置を講ずることとした（自動車重量譲与税法附則②）。
- 2 平成22年度分の自動車重量譲与税に限り、6月期に譲与すべき額を当該年度の初日の属する年の2月及び3月の収納に係る自動車重量税の収入額の3分の1に相当する額と同年の4月における収納に係る自動車重量税の収入額の1,000分の407に相当する額との合算額とすることとした（改正法附則16）。

### Ⅴ 国税収納金整理資金に関する法律施行令の改正に関する事項

自動車重量税に係る組入金については、当分の間、その1,000分の407（改正前3分の1）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金

勘定に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とすることとした（国税収納金整理資金に関する法律施行令附則③）。

## VI 特記事項

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）

「改正令」：地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（平成22年政令第45号）

「改正則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令による改正前の地方税法施行規則